

## 第12回 起草委員会 論点確認事項

時間：平成20年12月25日（木）18時00分～21時12分

会場：第2庁舎地階第1会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課）、沼口（総務課）

### 1. 各部会からの意見の検討

#### ■別に定める条例のあり方

検討事項 今後、各部会で意見を出してもらうこととする。

#### ■現実の社会問題への言及

検討事項 現実の社会問題への言及は、前文で対応する。

#### ■条例運営に関する意見収集

検討事項 条例運営に関する意見収集は、今後運用推進委員会で検討する。

#### ■出資法人の説明

修正事項 逐条解説に説明を盛り込む。

#### ■「しなければならない」と「努める」の違いの原則

検討事項 場合によるため、原則は設けることができないが、いまいちど確認する。

#### ■ふりがなの必要性

検討事項 常用漢字をつかっているためふりがなは必要ないと考えられるが、いまいちど確認する。

#### ■前文の都心から東京の修正の必要性

□修正事項 指摘のとおり、都心から東京に修正する。

■自治会の表現の追加

□修正事項 指摘のとおり、「伝統的に町会・自治会活動を中心とした」に変更する。

■市民が危機管理体制を整備する点のわかりづらさ

□修正事項 市民も危機管理の主体であることを逐条解説で説明する。

■市民の意見の反映について

□修正事項 指摘のとおり、原案では市民の意見を必ず反映させなければならないようにとられるため、「反映するよう努めなければならない」の方向性で修正を検討する。

■市民投票の実施の要件

□修正事項 19条と統一して、「市政に関する特に重要な事項について」投票を実施するものとして修正する。

以上